

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）大阪府大阪市福島区野田一丁目 1 番 8 6 号大阪中央卸売市場内

（名称）株式会社 大水

上記被審人に対する平成 21 年度(判)第 16 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 300 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 10 月 1 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 7 月 30 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、大阪府大阪市福島区野田一丁目 1 番 8 6 号大阪市中央卸売市場内に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所市場第二部に上場されている会社であるが、被審人は、平成 20 年 6 月 27 日、近畿財務局長に対し、被審人の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、架空売上の計上等により、連結当期純損益が 1,514 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結当期純損失額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 1,112 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した被審人の第 73 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

○ 課徴金の計算の基礎

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 73 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（197,891 円）

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。